



WTO農業交渉について

農林水産省大臣官房審議官

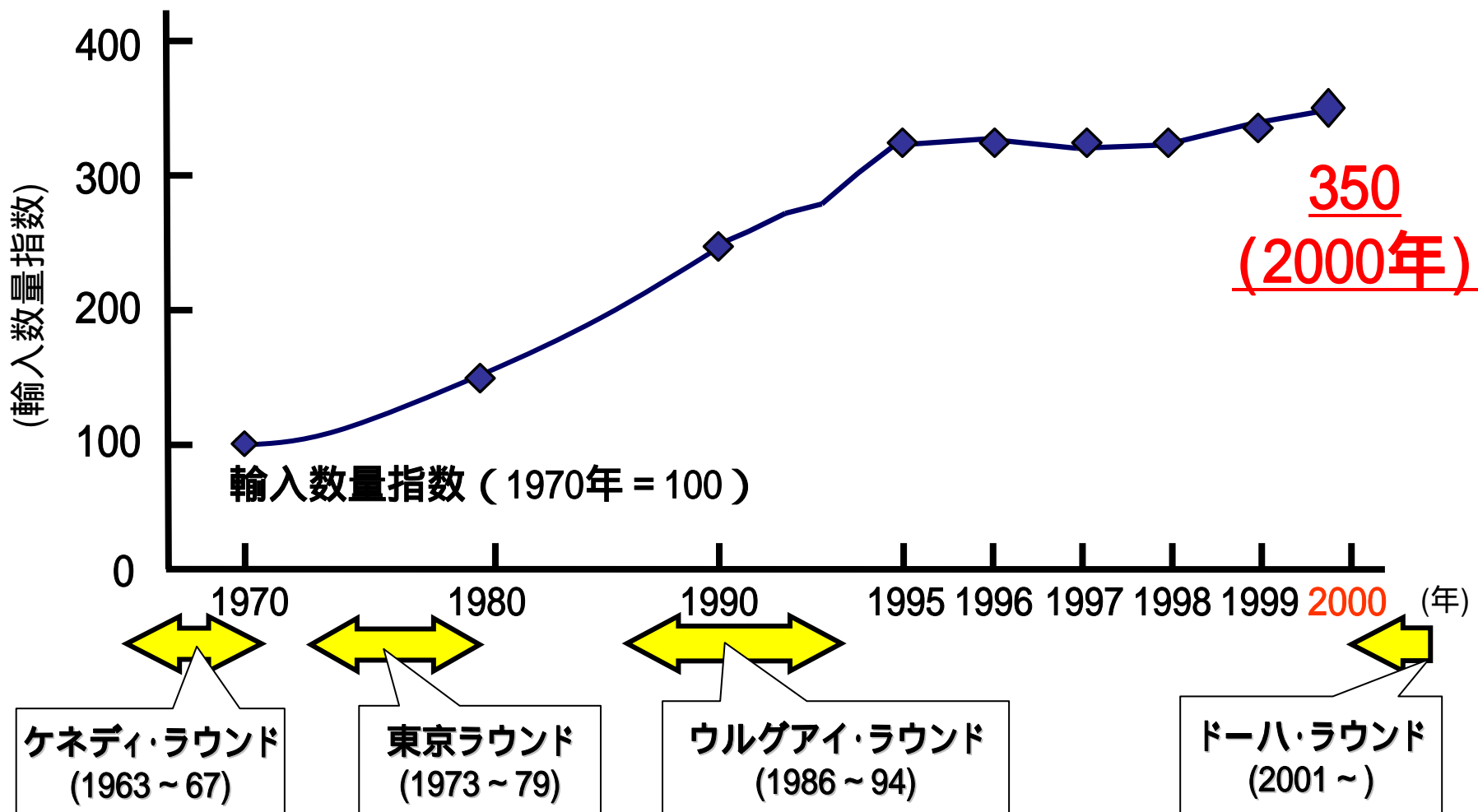
山下 正行

目次

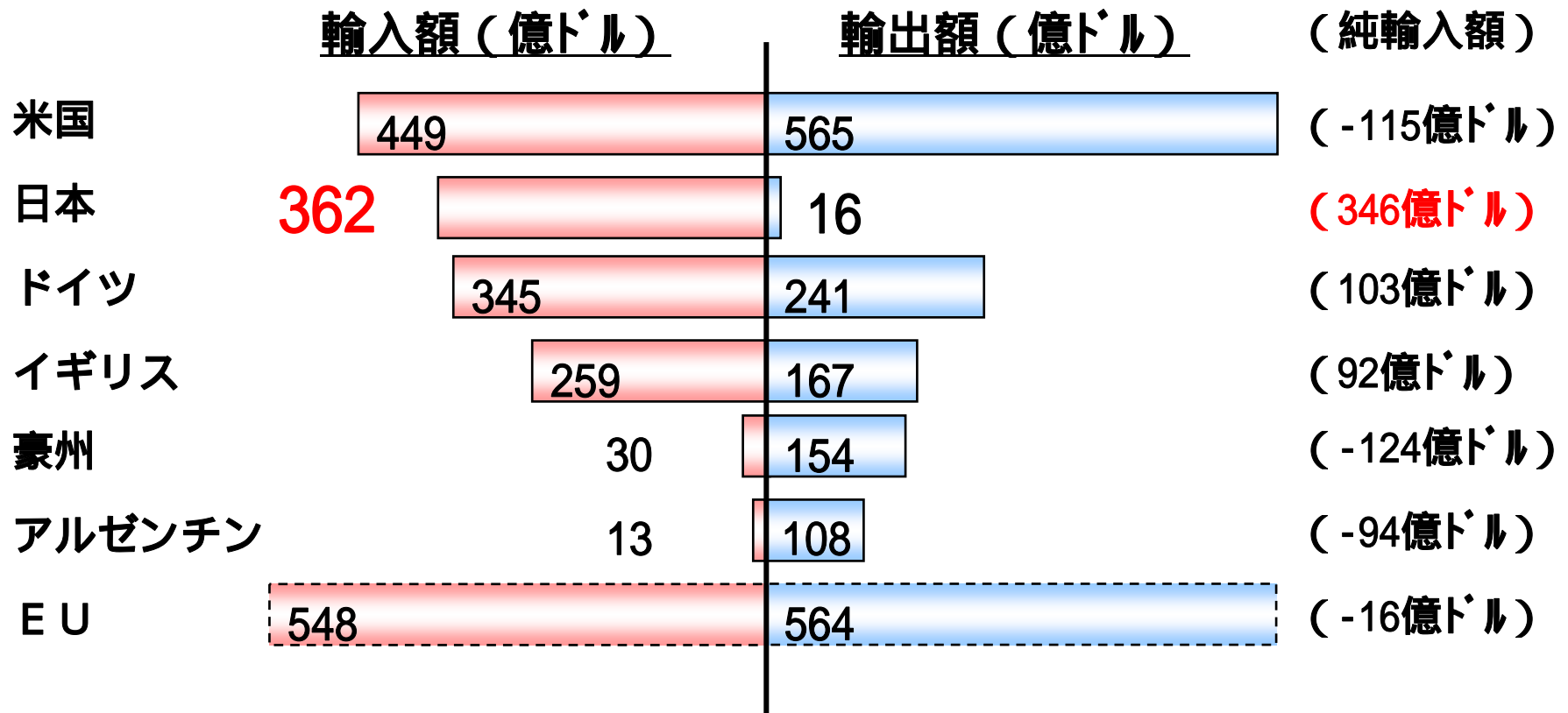
農産物貿易をめぐる状況	
・ 我が国の農産物輸入状況について	1
・ 主要国の農産物輸出入額(2000年)	2
・ 主要国の農産物平均関税率について	3
・ 我が国及び諸外国の食料自給率・穀物自給率	4
・ 農産物貿易に関する国民の意識	5
WTO農業交渉にのぞむ基本的な考え方	6
WTO農業交渉について	8
WTO農業交渉の状況	9
農業交渉をめぐる全体構図	10
香港閣僚宣言と主要国・グループの主張(主要論点)	12
(参考)WTO香港閣僚宣言(2005年12月18日)の概要	19
(参考)農業枠組み合意の内容(2004年7月末)	23

農産物貿易をめぐる状況

我が国の農産物輸入状況について



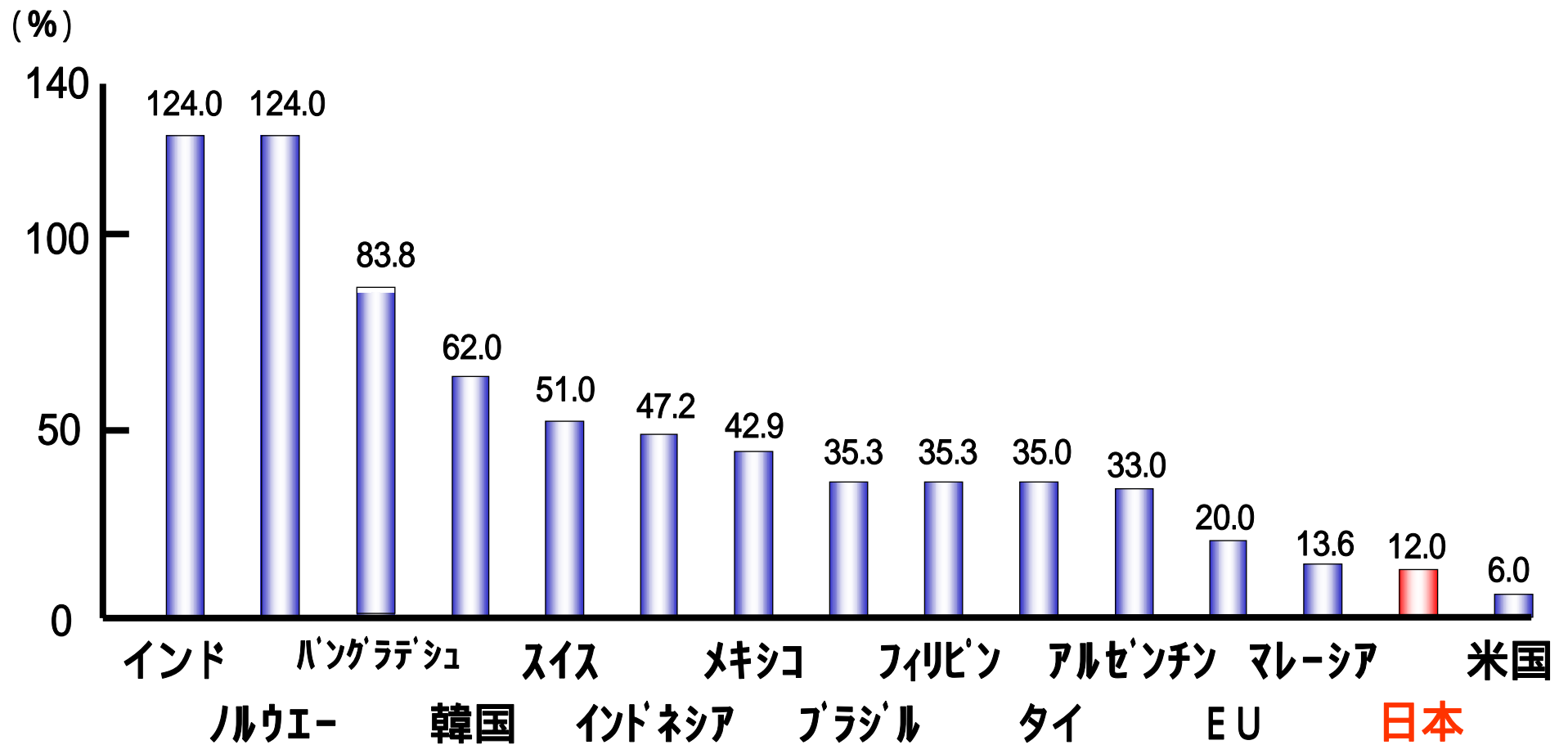
主要国の農産物輸出入額(2000年)



資料：FAO「FAOSTAT」

注：EUの輸出入額は、EU域内流通分を除く。

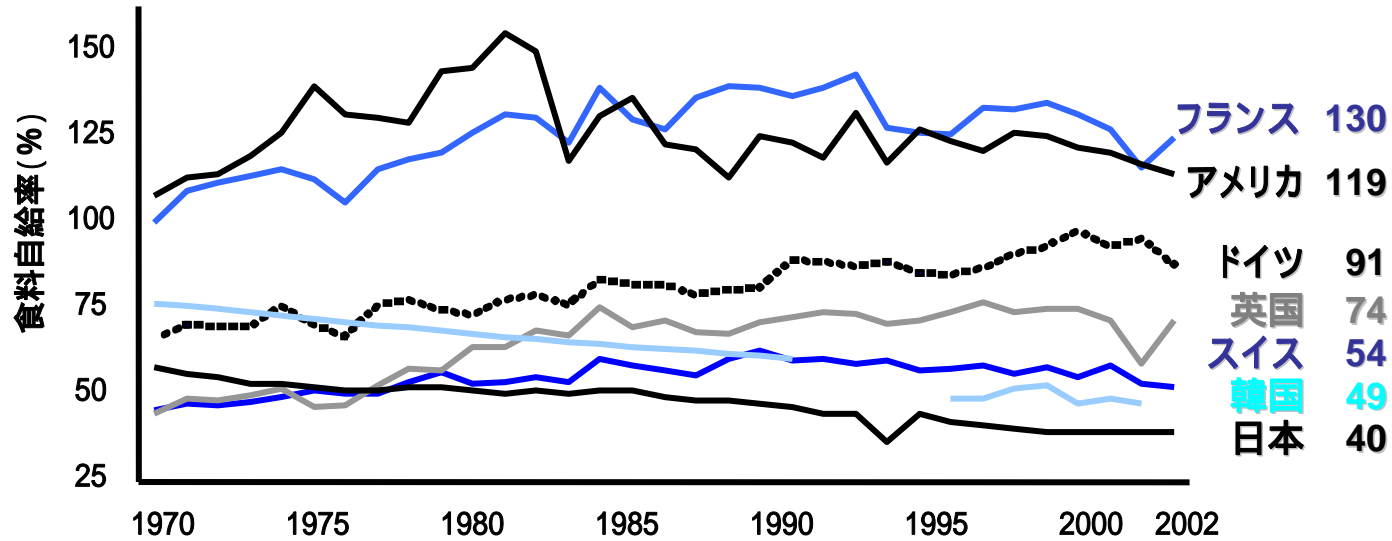
主要国の農産物平均関税率について



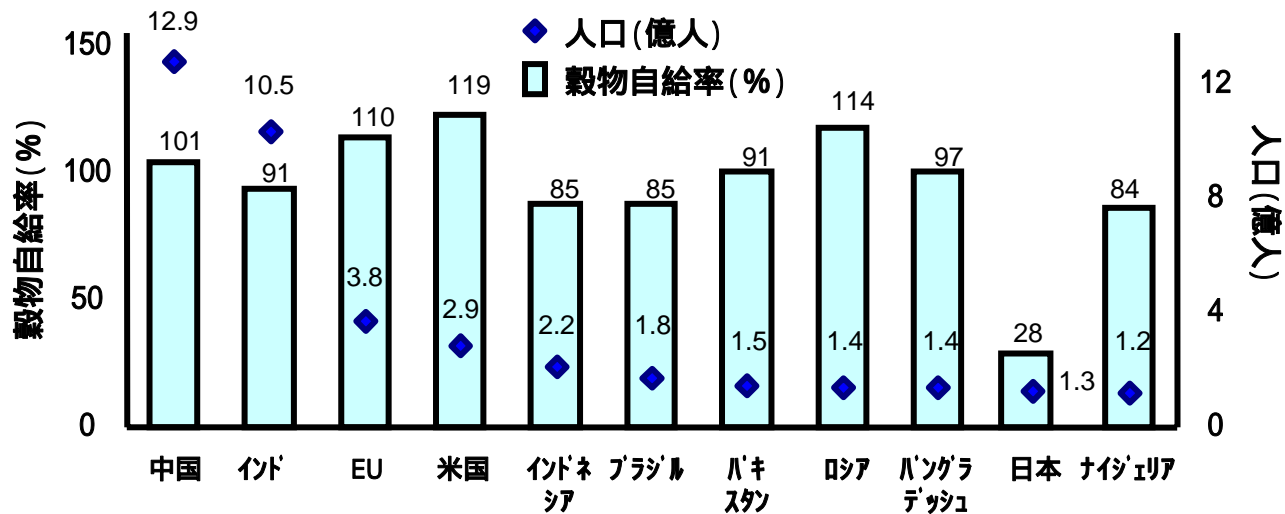
出典: OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

我が国及び諸外国の食料自給率・穀物自給率

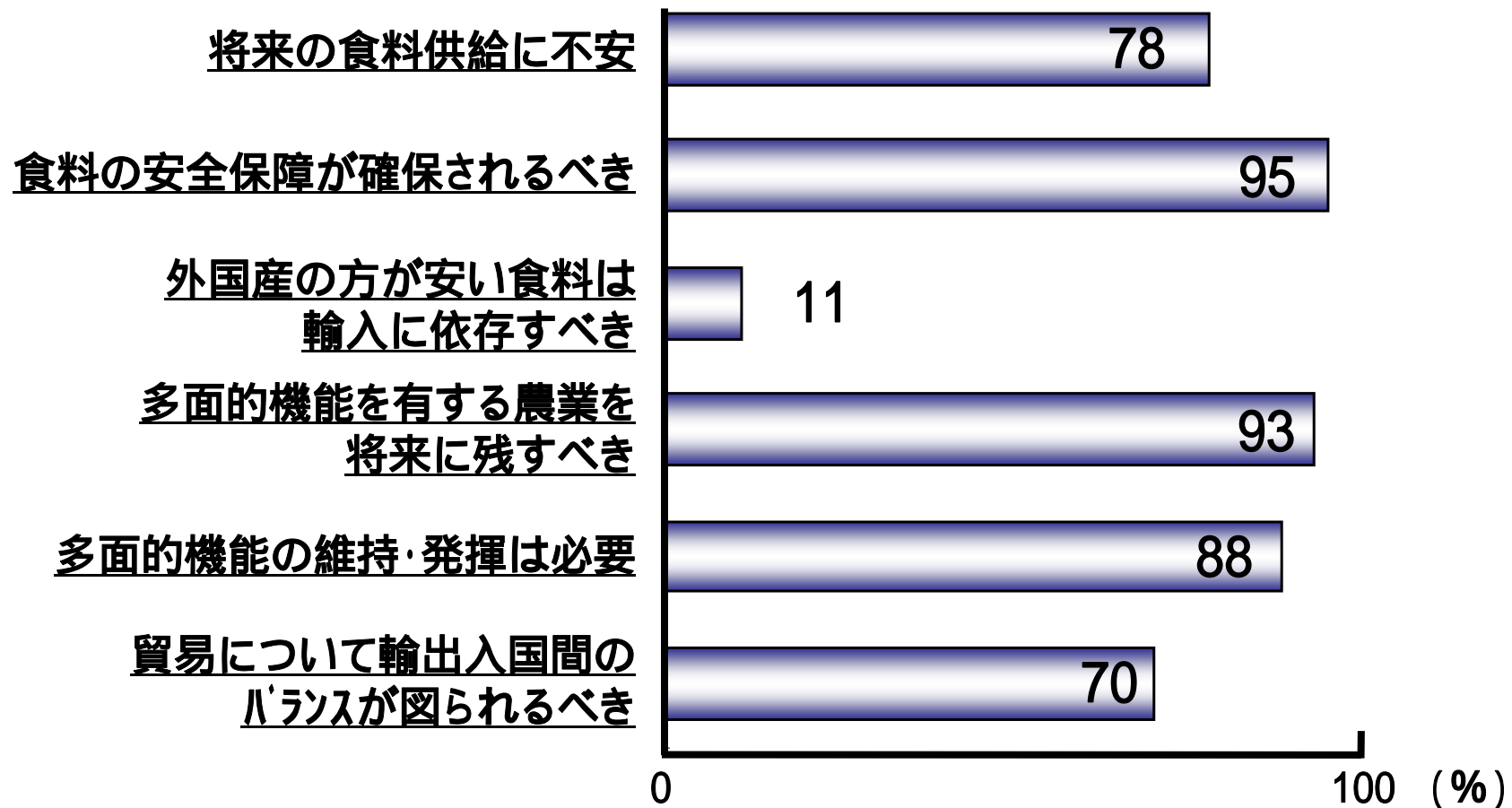
食料自給率



穀物自給率



農産物貿易に関する国民の意識



資料：総理府「農産物貿易に関する世論調査」（2000年7月）（抜粋）
調査対象：全国20歳以上の者5,000人 回収率：70%

. WTO農業交渉にのぞむ基本的な考え方

食料輸入国の立場から、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、現実的かつバランスのとれた新たな貿易ルールの確立を目指し、「守るところは守り、攻めるところは攻め、譲れるところは譲る」という姿勢で、戦略的かつ前向きに交渉。

多様な農業の共存

輸出国と輸入国の権利
義務のバランスの回復

農政改革の継続

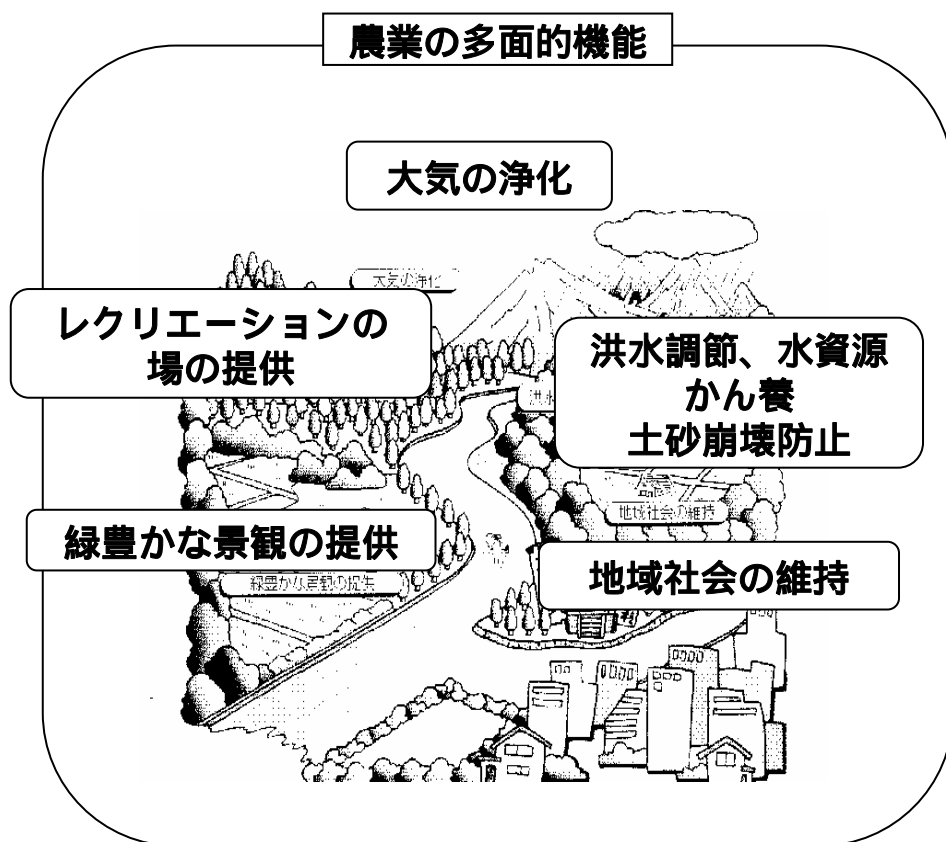
開発途上国への配慮

WTO農業交渉にのぞむ我が国の考え方

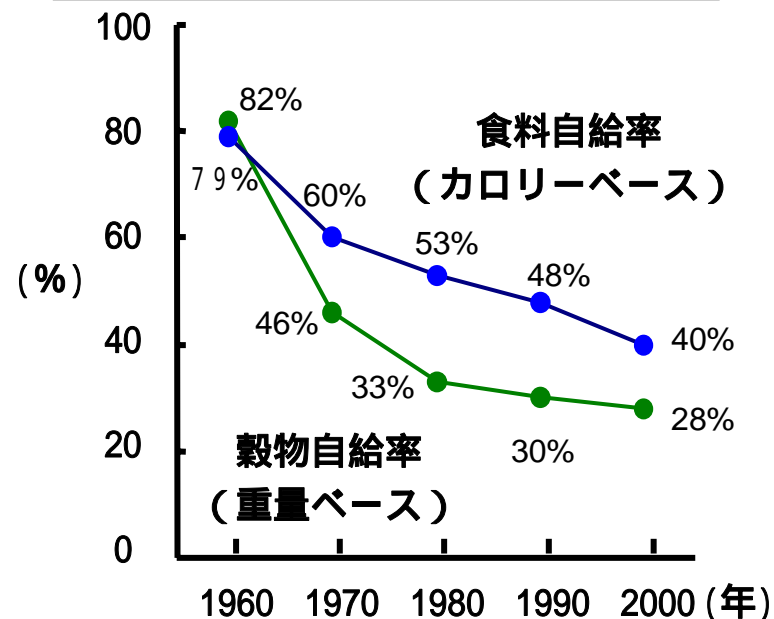
我が国は、急峻な国土を有しており、
農業の多面的機能の維持への要請。

我が国は世界最大の食料純輸入国であり、
食料安全保障の確保への要請。

農業の多面的機能

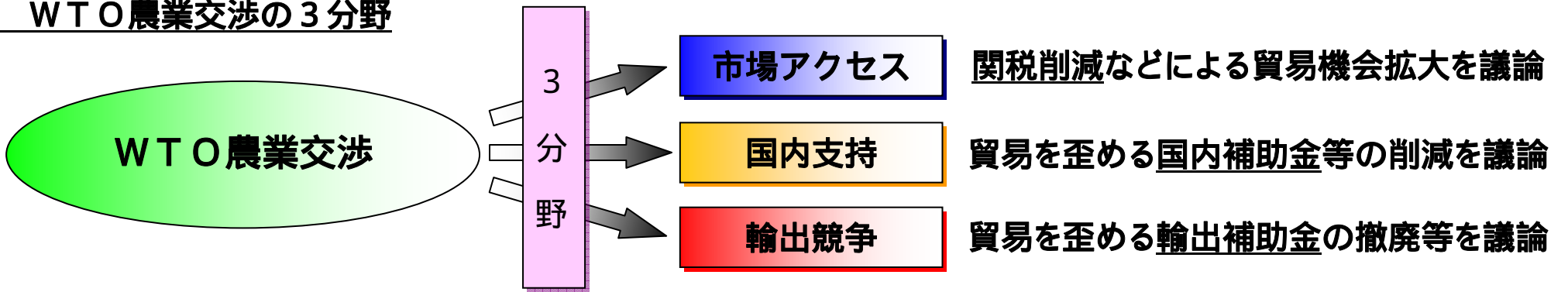


我が国の食料自給率の推移

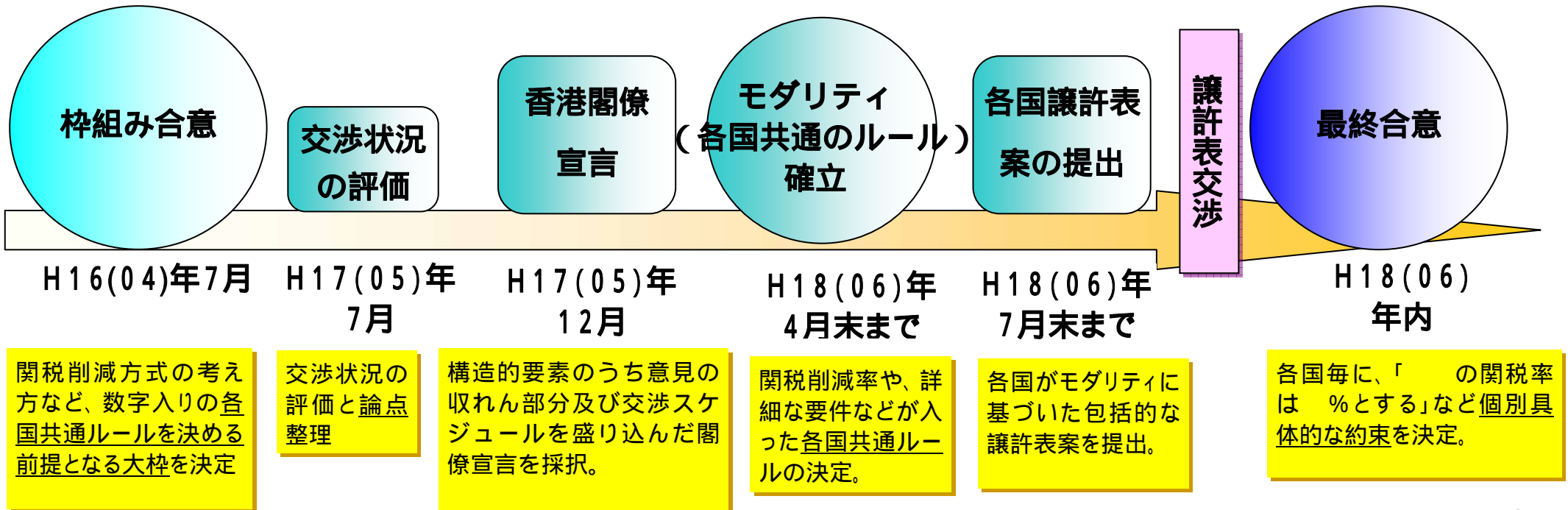


W T O 農 業 交 渉 に つ い て

W T O 農 業 交 渉 の 3 分 野



W T O 農 業 交 渉 の 流 れ



W T O 農 業 交 渉 の 状 況

2004年7月末に交渉の大枠となる枠組みに合意。

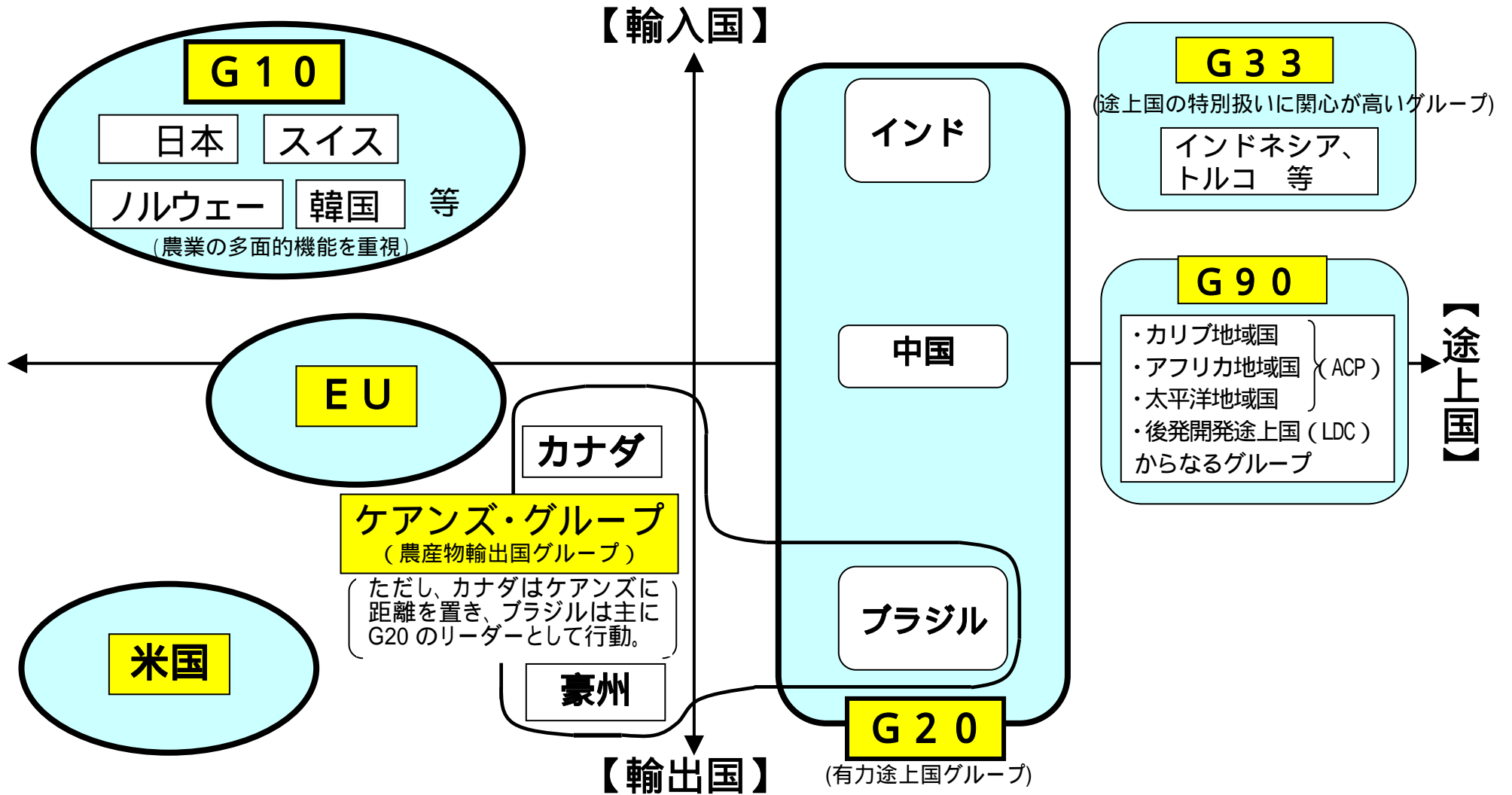
12月の香港閣僚会議において、モダリティ確立に向けての基礎となるべき構造的要素のうち、意見の収れんの見られた部分及び2006年4月末までに各国共通のルールであるモダリティを確立し、同年7月末までに各国がモダリティに基づく包括的な譲許表案を提出するとの交渉スケジュール等を盛り込んだ閣僚宣言を採択。

枠組み合意及び香港閣僚宣言を基礎に、1月から、2006年内の交渉終結を目指して、交渉が再開。

W T O 農 業 交 渉 の ス ケ ジ ュ ー ル (見 込 み)

2004年7月末	枠組み合意
2005年7月末	交渉状況の評価
12月	W T O 第 6 回 閣 僚 会 議 (香 港) (閣 僚 宣 言 の 採 択) [1 2 / 1 3 ~ 1 8]
2006年1月	農業交渉会合 (ジュネーブ) [1 / 2 3 ~ 2 7] スイス主催 W T O 非 公 式 閣 僚 会 合 (ス イ ス ・ ダ ボ ス) [2 / 2 7 ~ 2 8]
2月	貿易交渉委員会 (ジュネーブ) [2 / 7] 農業交渉会合 (ジュネーブ) [2 / 1 3 ~ 1 7] (予 定)
3月	農業交渉会合 (ジュネーブ) [3 / 2 0 ~ 2 4] (予 定)
4月	農業交渉会合 (ジュネーブ) [4 / 1 8 ~ 2 1] (予 定)
4月末	モダリティ確立期限
5月	O E C D 閣 僚 理 事 会 (パ リ) [5 / 2 3 ~ 2 4]
6月	A P E C 貿 易 担 当 大 臣 会 合 (ホ ー チ ミ ン) [6 / 1 ~ 2]
7月中旬	主要国首脳会議 (ロシア)
7月末	各国譲許表案提出期限
11月	A P E C 閣 僚 ・ 首 脳 会 議 (ハ ノ イ) [1 1 / 1 5 ~ 1 9]
12月末	ドーハラウンド交渉最終合意

農業交渉をめぐる全体構図



(注1) G10構成国：日本、スイス、ノルウェー、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス
 (注2) 印を付した米国、EU、ブラジル、インド、豪州は、FIPs (Five Interested Parties)のメンバー国。
 (注3) 印を付した米国、EU、ブラジル、インド、豪州、日本は、G6のメンバー国

(参考)

W T O交渉の主要グループ

	国 数	構 成 国
G 1 0	9カ国	日本、ノルウェー、スイス、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス
G 2 0	21カ国 (G20 閣僚会合 (2005.3.21) 参集国)	アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、中国、インド、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ、キューバ、パキスタン、ベネズエラ、エジプト、ナイジェリア、インドネシア、タイ、タンザニア、ジンバブエ、グアテマラ、ウルグアイ
G 9 0	79カ国 (G90 閣僚会議(2004.6.9) 参集国)	バルバドス、トリニダード・トバゴなどカリブ地域国、ケニア、ベナンなどアフリカ地域国、フィジー、パプアニューギニアなど太平洋地域国、バングラディッシュなど後発開発途上国(LDC)
ケアンズ グループ	18カ国	アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、ウルグアイ、パキスタン
G 3 3 (S Pフレンズ)	42カ国 (G33 閣僚会合 (2005.4.23) 参集国)	インドネシア、韓国、スリランカ、中国、トルコ、パキスタン、フィリピン、モンゴル、キューバ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ホンジュラス、ベネズエラ、ペルー、ウガンダ、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ボツワナ、モーリシャス、モザンビーク、インド、アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、ベナン、グレナダ、ガイアナ、マダガスカル、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ルシア、セント・ビンセント、スリナム
ACP (アフリカ・ カリブ・ 太平洋諸国 グループ)	55カ国	ソロモン、パプアニューギニア、フィジー、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セント・ビンセント・グレナダ、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ハイチ、バルバドス、ベリーズ、ガイアナ、アンゴラ、ウガンダ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアベサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、モーリシャス、モリタニア、モザンビーク、ルワンダ、レソト

1. 市場アクセス

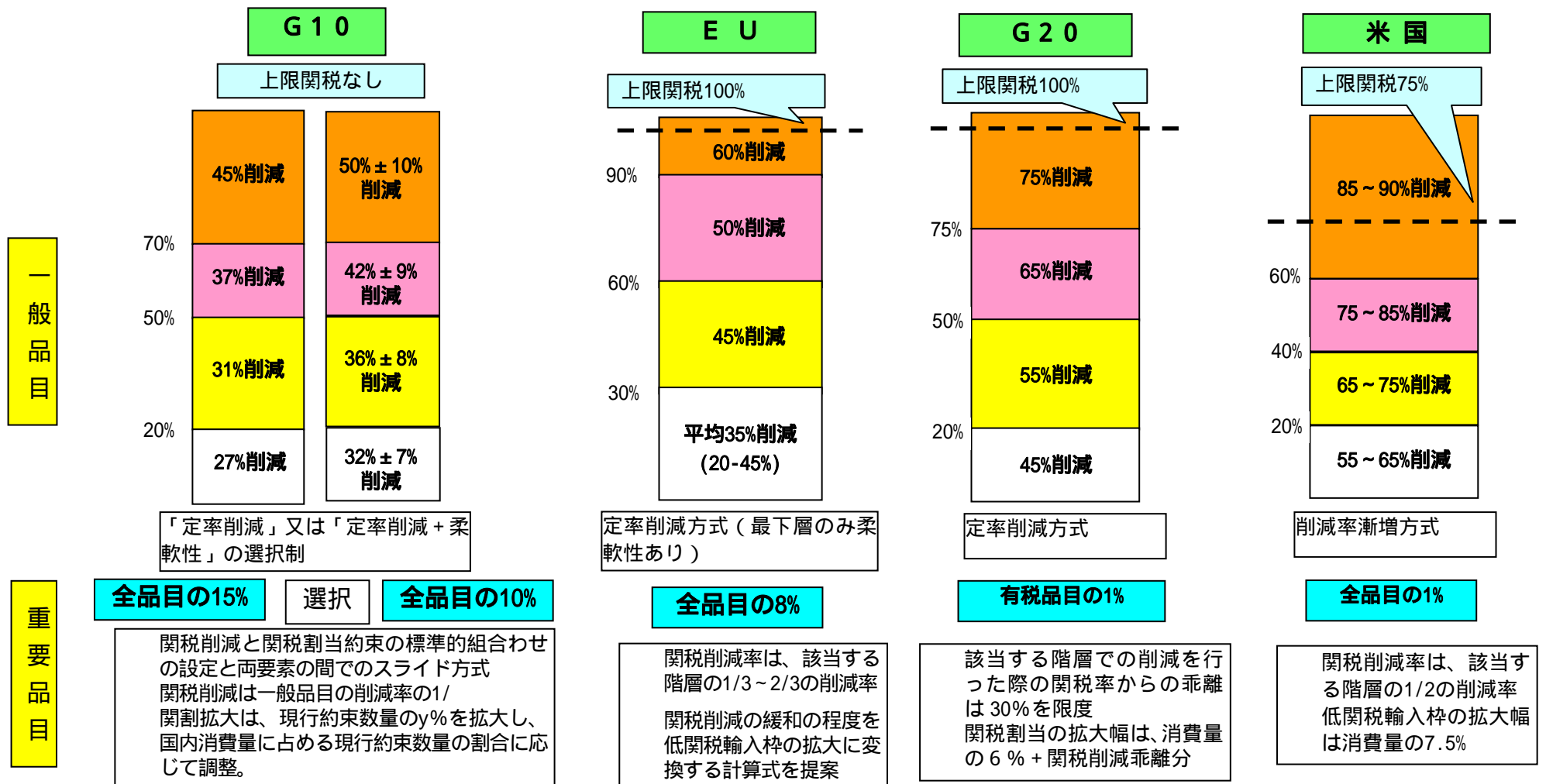
香港閣僚宣言と主要国・グループの主張（主要論点）

閣僚宣言

- 適切な境界値についての合意の必要性を認識しつつ、関税削減方式は先進国・途上国共通の4階層を採用。
- 関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要。
- 途上国は、タリフラインの適切な数を特別品目（SP）として自ら指定する柔軟性及び輸入数量及び価格の発動基準に基づく特別セーフガード措置（SSM）を有する。

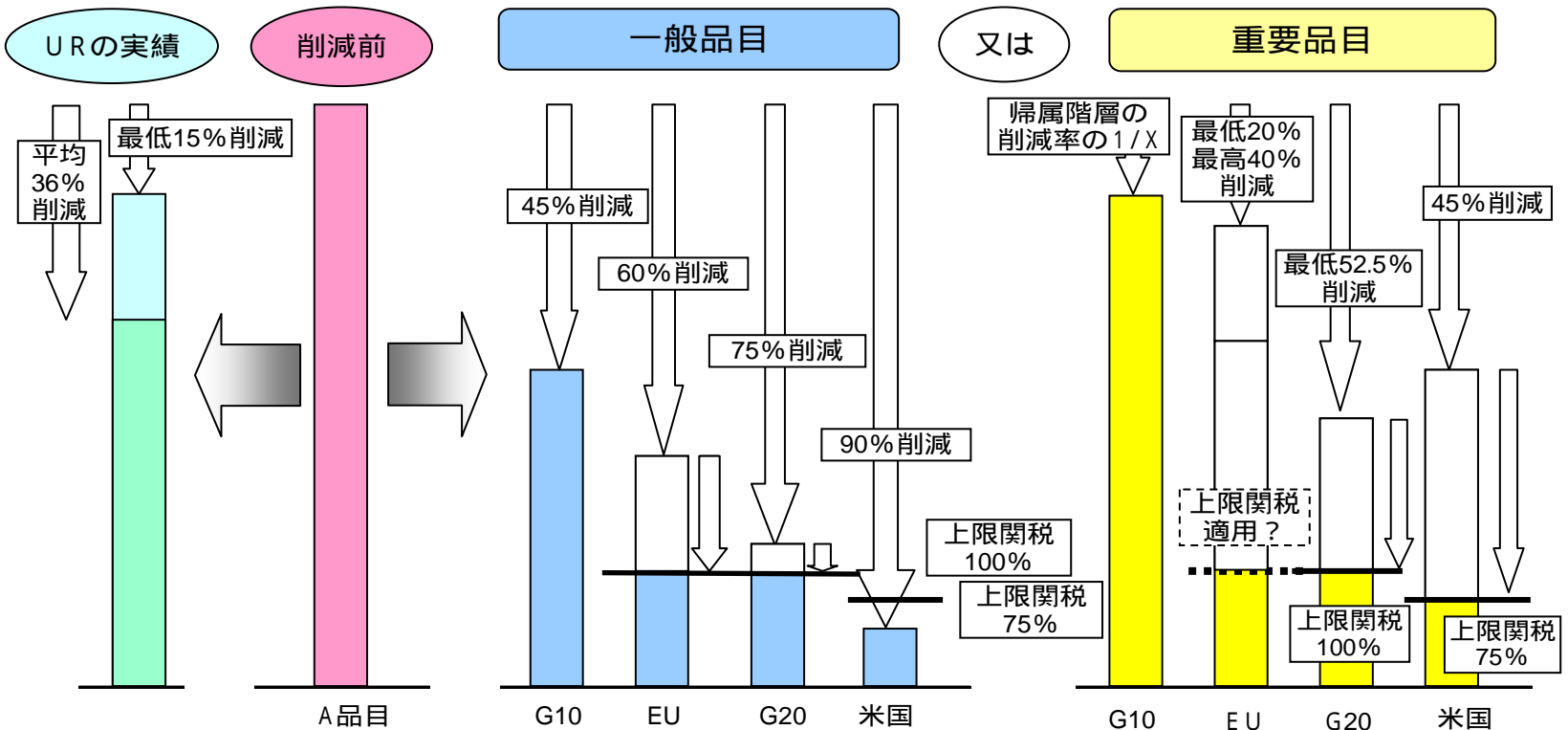
今後の主要論点

関税削減方式（境界、柔軟性の有無）と削減率、重要品目の数と扱い、上限関税 等



(参考)

各国提案の関税削減等のイメージ(高関税品目の場合)



主要品目のタリフライン数

品目	生産額 (億円)	タリフ ライン数	関割の 有無
コメ	20,040	17	有
小麦	1,259	20	有
乳製品	6,878	47	有
砂糖	1,304	56	無
でん粉	332	8	有
雑豆	318	6	有
大麦	247	12	有
こんにゃく芋	111	1	有
豚肉	5,335	32	無
牛肉	4,446	26	無

生産額1000億円、又は100億円以上のUR関税品目

	数	数	数	数
G10は定率削減の場合	10~15% (133~199)	8% (106)	有税品目の1% (10)	1% (13)

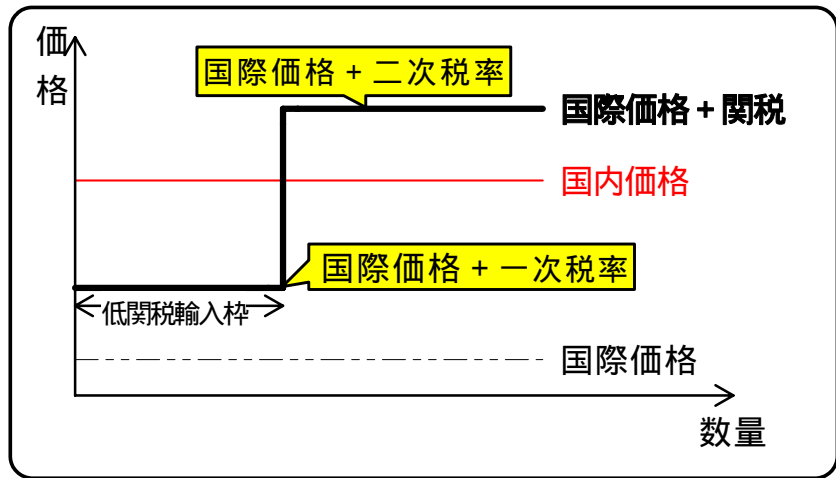
括弧内は我が国の総タリフライン数1326に当てはめた数

関割 拡大幅	現行約束 数量のY% 拡大 スライド方式	関税削減の緩和分に応じて	消費量の最低6%+乖離分	消費量の7.5%
一般品目の関税削減からの乖離	スライド方式で事実上乖離に対処	関税削減率の乖離が大きいと拡大幅も大	上記乖離部分の計算式不明 乖離は30%を限度	乖離分の拡大主張するも詳細不明

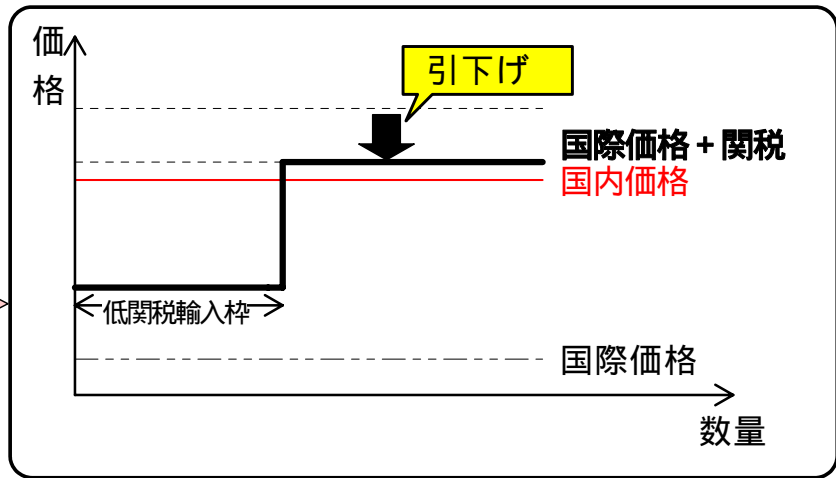
G10については、枠内税率引き下げ、関割設定方法の変更等を含む

(参考)

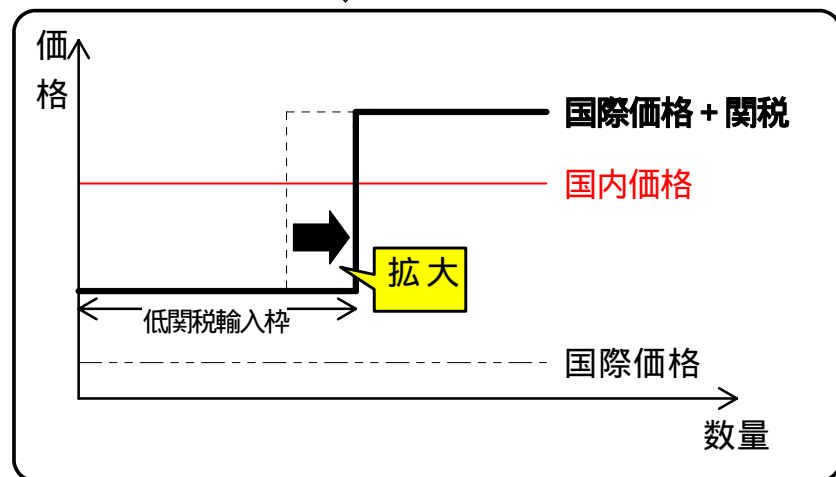
関税割当約束について



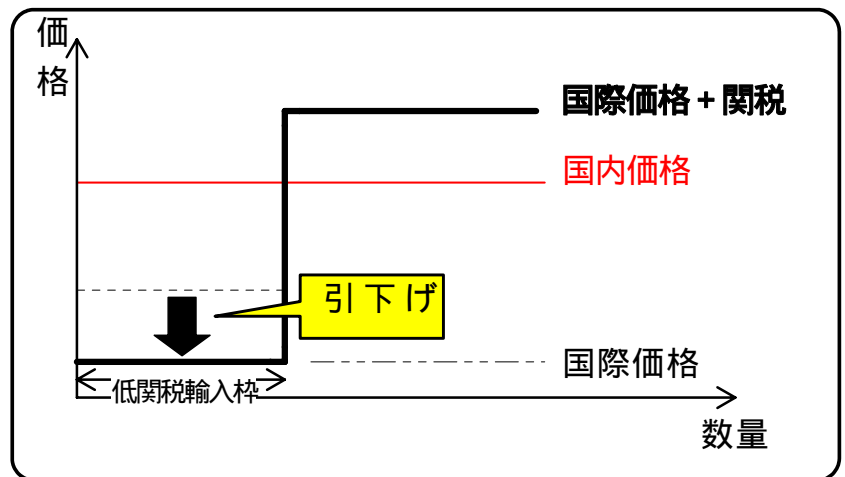
(参考)
二次税率の削減
(いわゆる関税削減)



低関税輸入枠の拡大



一次税率の削減



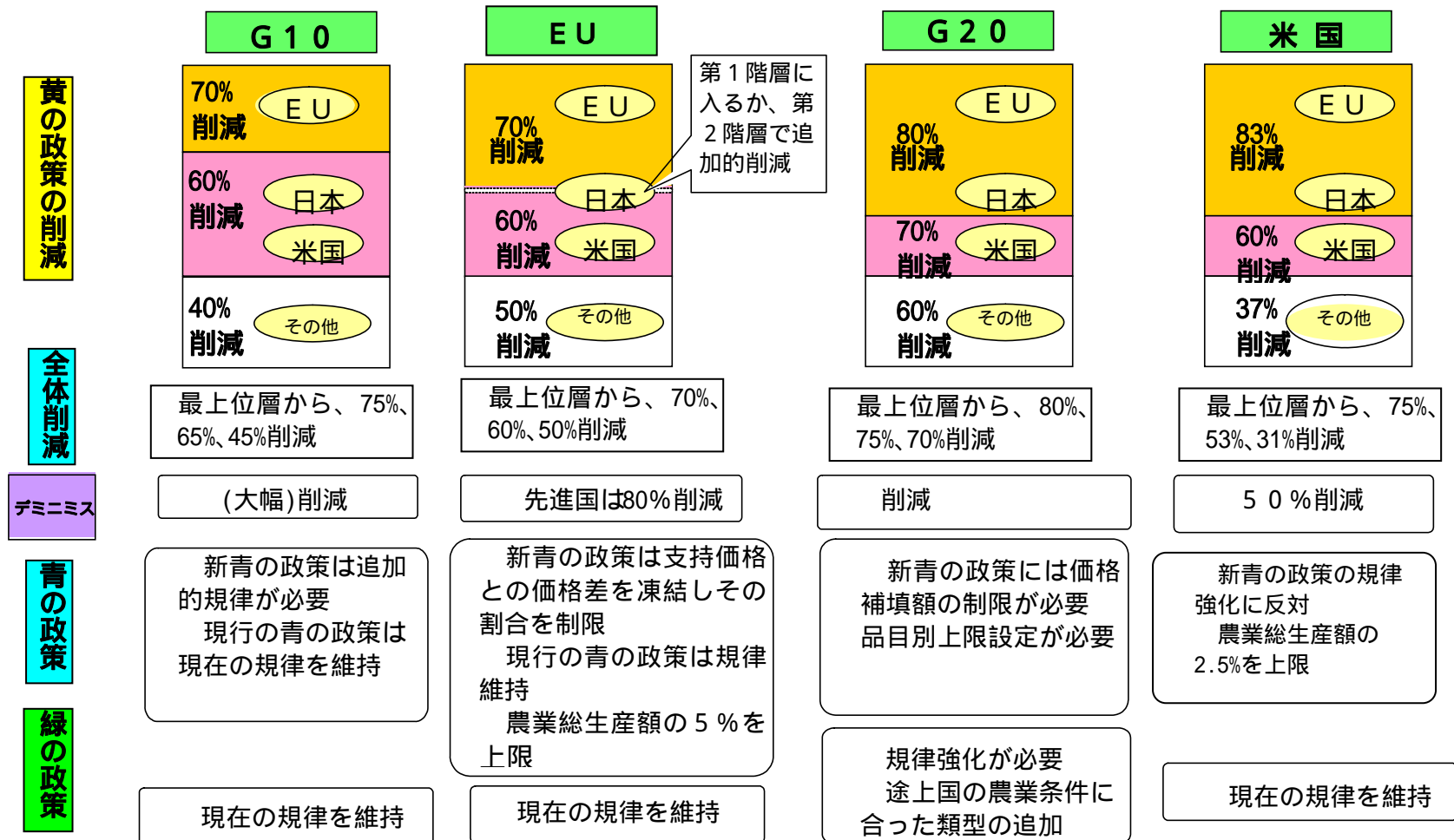
2. 国内支持

閣僚宣言

- ・ 3階層（ EU、 日本、 米国、 その他の国 ）で高階層ほど大きく定率削減。低い階層の先進国で相対的支持水準の高い国は追加的努力。
- ・ 貿易歪曲的支持全体の削減は、総合AMS（黄の政策）の最終譲許水準、デミニミス（最小限の政策）、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要。
- ・ 緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。

今後の 主要論点

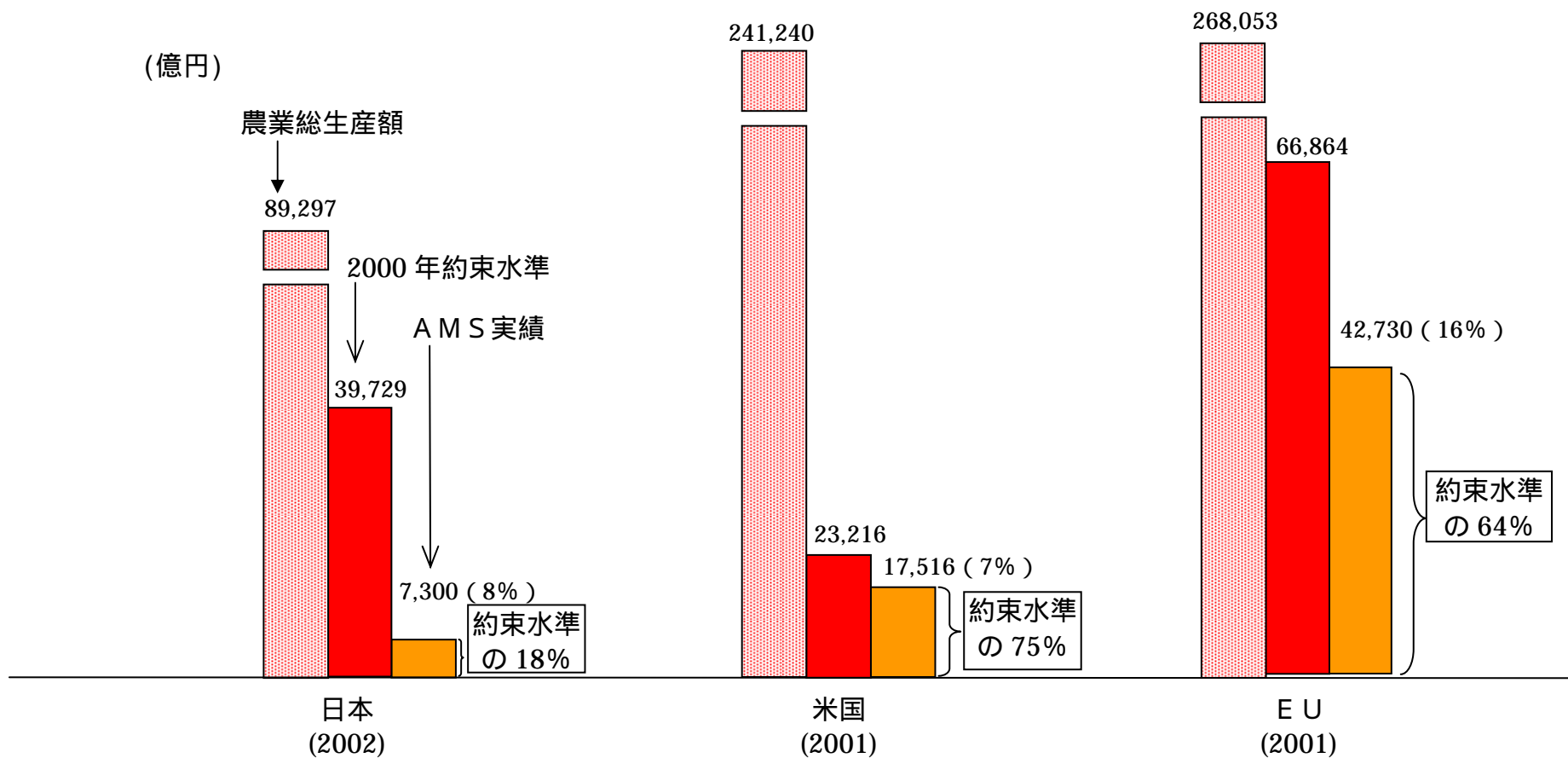
削減率(黄の政策,全体削減,デミニミス)、青の政策(新青の政策の追加規律,上限)、緑の政策(途上国向け類型の追加)等



(参考) 各国の国内支持の水準

貿易・生産への影響があると位置付けられる「黄」の政策について、我が国は、農政改革により、既に、約束水準の18%まで削減。

A M S 水準の各国比較



注:()内の数値は農業総生産額に占める割合
WTO 通報に基づく

3. 輸出競争

閣僚宣言

- ・ 2013年までに、全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つ全ての輸出措置に対する規律を確保。実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で漸進的かつ並行的に達成。
- ・ 輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月末までにモダリティの一部として完成。
- ・ 輸出国貿に関する規律は、将来の独占権の使用をも対象。食料援助は、緊急時の対応に障害が生じないように、真正な食料援助のための「セーフ・ボックス」が与えられるものとし、それ以外は、商業代替の撤廃を確保するため、現物の食料援助、現金化及び再輸出に関する効果的な規律に合意。

今後の 主要論点

撤廃対象となる輸出信用、輸出国家貿易、食料援助の特定（パラレルリズム）等

	G10	EU	G20	米国
輸出補助金の撤廃時期	・ 2013年までに、全ての形態の輸出補助金を撤廃で合意。（EUは、パラレルリズムを強く主張）			
輸出信用	・ 輸出補助金撤廃と同等の規律（パラレルリズム）を主張。	・ 十分な保険料を課した輸出保証に限定。（短期の自己資金調達原則）	・ 償還期間 180 日以下の輸出信用の <u>規律の確立</u> 。	・ 償還期間 <u>180 日以上</u> の例外、 <u>保険料算出基礎を 15 年間</u> とすることを提案。
輸出国家貿易	・ 二重価格制、プール価格制のような貿易歪曲的制度の規律を確立。途上国には S & D を付与。[日本]	・ 貿易歪曲的な <u>全ての特権（輸出独占の禁止、独禁法の例外等）</u> の撤廃。	・ 輸出国貿の <u>独占的地位</u> ではなく、運用に焦点を当てるべき。	・ <u>輸出独占の禁止</u> 、財政上の特権供与の禁止、透明性の向上を主張。
食料援助	・ 国際機関の要請等による有償・ <u>現物援助は維持</u> 。緊急性に依じて規律の厳格さに差。[日本] ・ <u>原則無償化、資金援助化</u> 、国際機関の関与を主張[スイス等]	・ <u>アンタイド化、現金、無償援助に限定</u> 。現物援助は緊急援助に限定。	・ 規律は、 <u>人道的緊急援助を阻害してはならない</u> 。 ・ 余剰処理につながる食料援助の <u>無償化・アンタイド化</u> を主張。	・ <u>緊急援助は幅広い自由裁量</u> 、LDC、NFIDC 向け援助には <u>緩やかな規律</u> 、 <u>その他の援助には厳格な規律を適用</u> 。現物援助は排除されない。

(参考) 輸出競争分野の対象

項目	主な実施国	支出額 (百万 USドル)
輸出補助金	E U	5,588 (1999 年)
	米国	80 (1999 年)
輸出信用	米国	3,929 (1998 年)
	E U	1,254 (1998 年)
	豪州	1,553 (1998 年)
	カナダ	1,108 (1998 年)
食料援助	米国	1,210 (2001 年)
	E U	118 (2001 年)
輸出国家貿易	豪州 (小麦)	
	カナダ (小麦・大麦・乳製品)	

注：輸出信用は、対象となっている融資保証や保険の契約の額面金額

1. 本体

(1) 農業交渉

国内支持

- ・ 3階層(EU、日本、米国、その他の国)で高階層ほど大きく定率削減。低い階層の先進国で相対的支持水準の高い国は追加的努力。
- ・ 貿易歪曲的支持全体の削減は、総合AMS(黄の政策)の最終譲許水準、デミニミス(最小限の政策)、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要。
- ・ AMS約束を有していない途上国は、デミニミス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除。
- ・ 緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。

輸出競争

- ・ 2013年までに、全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つ全ての輸出措置に対する規律を確保。実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で漸進的かつ並行的に達成。
- ・ 輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月末までにモダリティの一部として完成。それを踏まえて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日を、漸進性及びパラリズム(同等の規律)の内容とともに確定。

市場アクセス

- ・ 適切な境界値についての合意の必要性を認識しつつ、関税削減方式は先進国・途上国共通の4階層を採用。
- ・ 関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要。
- ・ 途上国は、タリフラインの適切な数を特別品目(SP)として自ら指定する柔軟性及び輸入数量及び価格の発動基準に基づく特別セーフガード措置(SSM)を有する。

交渉スケジュール

モダリティを遅くとも2006年4月30日までに確立し、これに基づき、遅くとも2006年7月31日までに包括的な譲許表案を提出。

(2) 綿花

先進国の綿花に対する全ての形態の輸出補助金は2006年に撤廃。

先進国は、実施期間の開始時から、LDCの綿花に対し無税無枠を供与。

綿花生産に対する貿易歪曲的国内支持は、一般的なフォーミュラよりも野心的かつ短期間に削減。

(3) LDC (後発開発途上国) (本体及び附属書F)

先進国及び自ら実施する立場にあると宣言する途上国が次の措置を行うべきことに合意。

2008年に又は実施期間の開始までに、全てのLDC原産の、全ての製品に対する無税無枠の市場アクセスを持続的に供与。

上記のアクセス供与が困難な加盟国は、LDC原産のタリフラインの97%以上の製品に対し無税無枠の市場アクセスを供与。さらに、上記の義務の履行を漸進的に達成するための措置をとる。

LDCからの輸入に適用される特恵的原産地規則が、透明かつ簡素であり、また、市場アクセスの円滑化に貢献することを確保。

2. 附属書A（農業）

市場アクセス

1. 一般品目

- ・階層の数は、4階層という作業仮説（香港閣僚会議で4階層を採用することで決着）。
- ・関税削減方式は、定率削減方式に大きな収れんがあり、階層内に一定の柔軟性（削減率に一定の幅）を含めるかを含め、意見の差を縮めていく必要。
- ・階層の境界については、より収れんが見られるが、関税削減率は、大きな差。
- ・上限関税の概念を完全に拒絶している国々がある一方、他の国々は75～100%の上限関税を提案。

2. 重要品目

- ・重要品目の数は、タリフラインの1%から15%の幅がある状況。
- ・重要品目の取扱いに関する基本的なアプローチについて、根本的な意見の相違を解決し、自由化の程度についての意見の収れんが必要。

国内支持

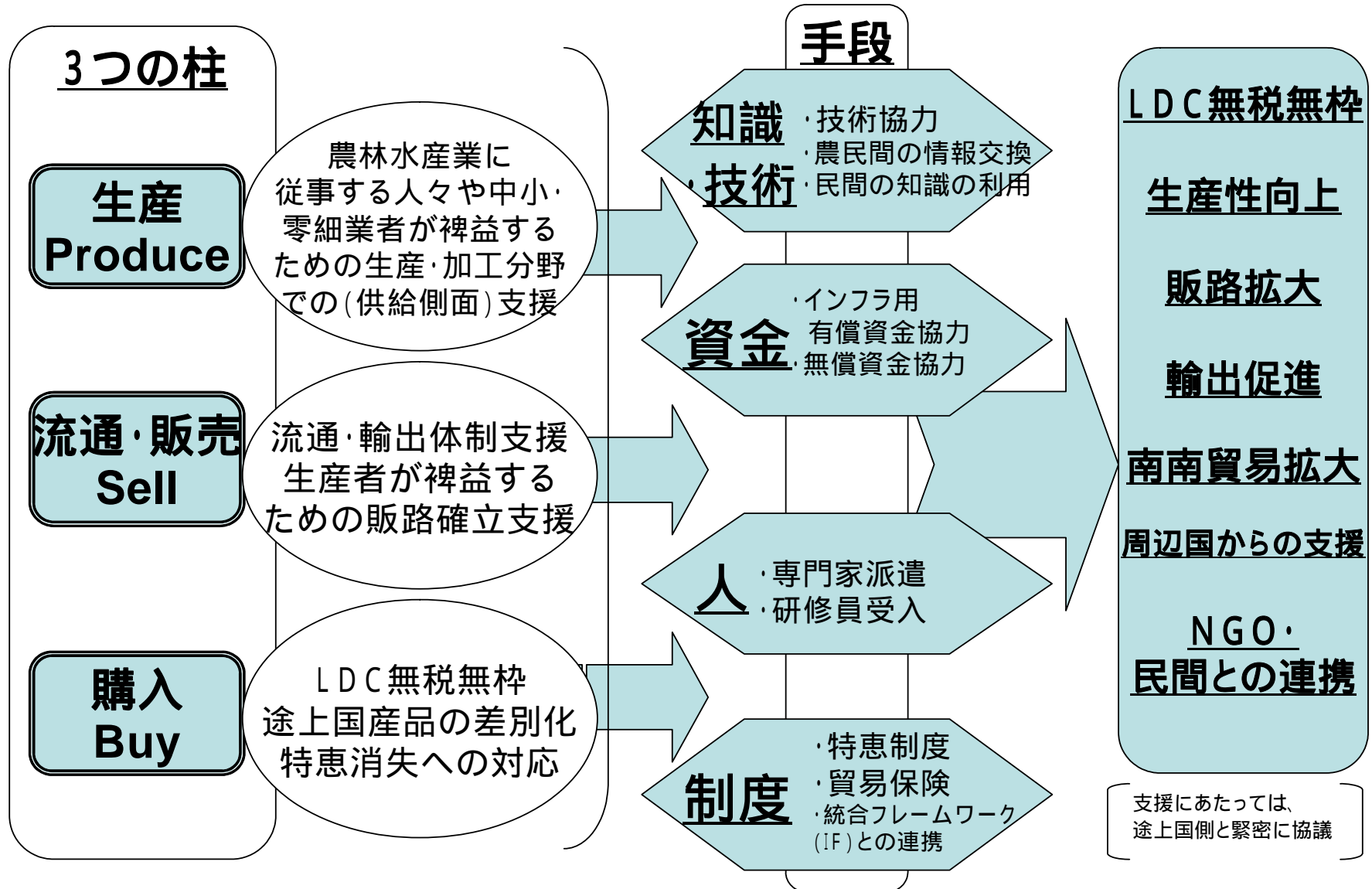
黄の政策（AMS）の削減は、3階層（第1階層：EU、第2階層：米国）という作業仮説。日本の位置づけが、完全に解決される必要（香港閣僚会議で日本は第2階層という方向で収れん）。
デミニミス（最小限の政策）は、先進国は50～80%削減。途上国は意見の相違が存在。
青の政策は、枠組み合意以上の制限を設けることについて収れん。上限を5%から2.5%に下げる提案あり。「新」青の政策に対する追加的な規律については意見の対立。

輸出競争

撤廃期日については現時点で収れんはない。
償還期限180日以下の輸出信用に対する規律は、意見の収れんがあるが多くの課題。
輸出国家貿易等の貿易歪曲的行為に対処するための規律は重要な意見の収れんがあるが、独占権の将来の使用については根本的な意見の対立。
食料援助は、真の食料援助を阻害すべきではないこと等にコンセンサス。緊急援助とそれ以外の援助の規律を区別すべきとの意見。真の緊急事態を除き、アンタイト・現金の援助に移行すべきかで根本的な意見の対立。

(参考)

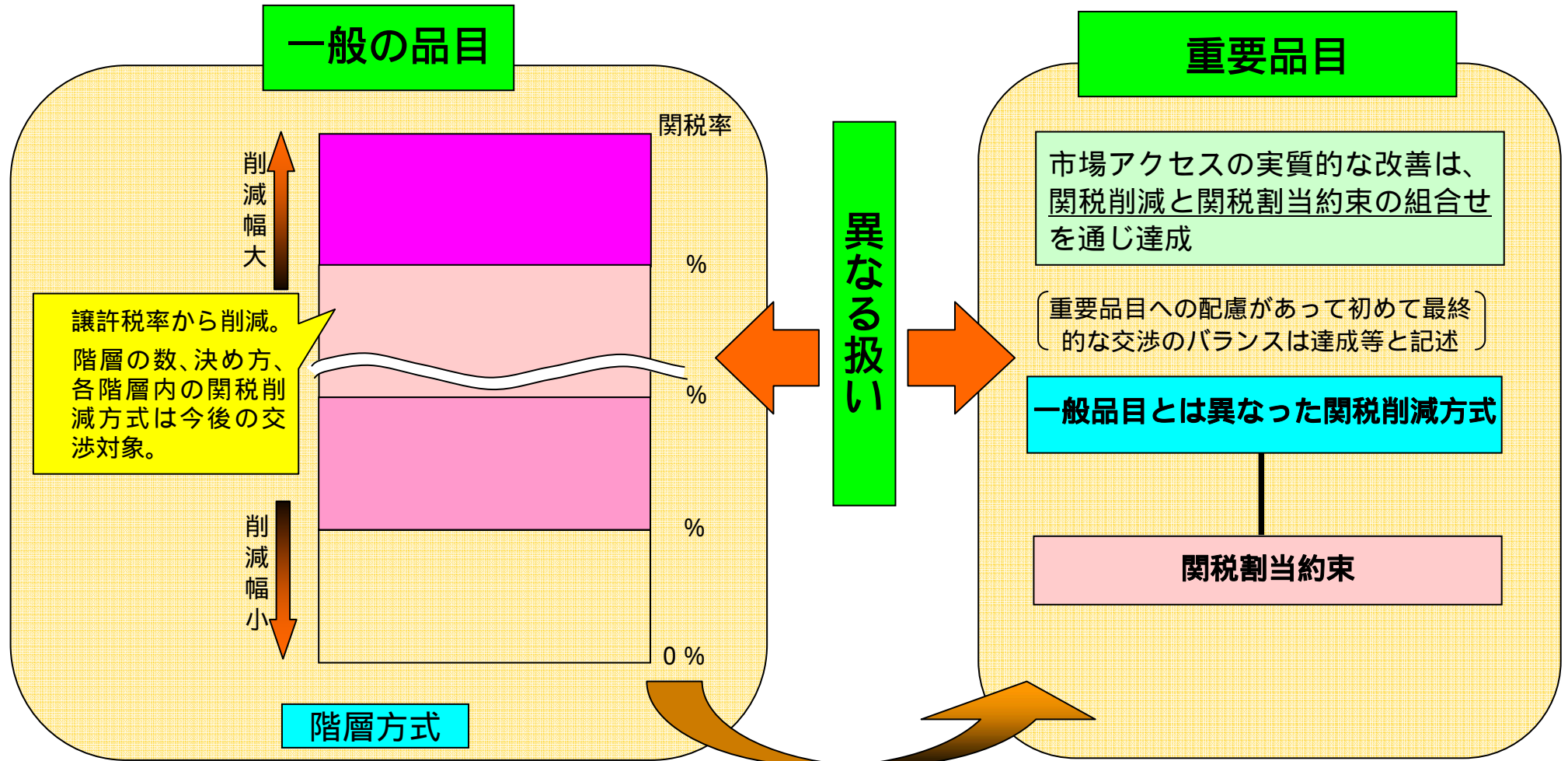
我が国の開発イニシアチブ(2005年12月9日)



(参考)

農業枠組み合意の内容(2004年7月末)

1. 市場アクセス



上限関税

➡ その役割を更に評価した上で、その是非を検討

重要品目の選択

自主選択
階層方式の全体の目的を阻害することなく、今後の交渉によって決められる適切な数

農業の特別セーフガード

➡ 今後の交渉対象

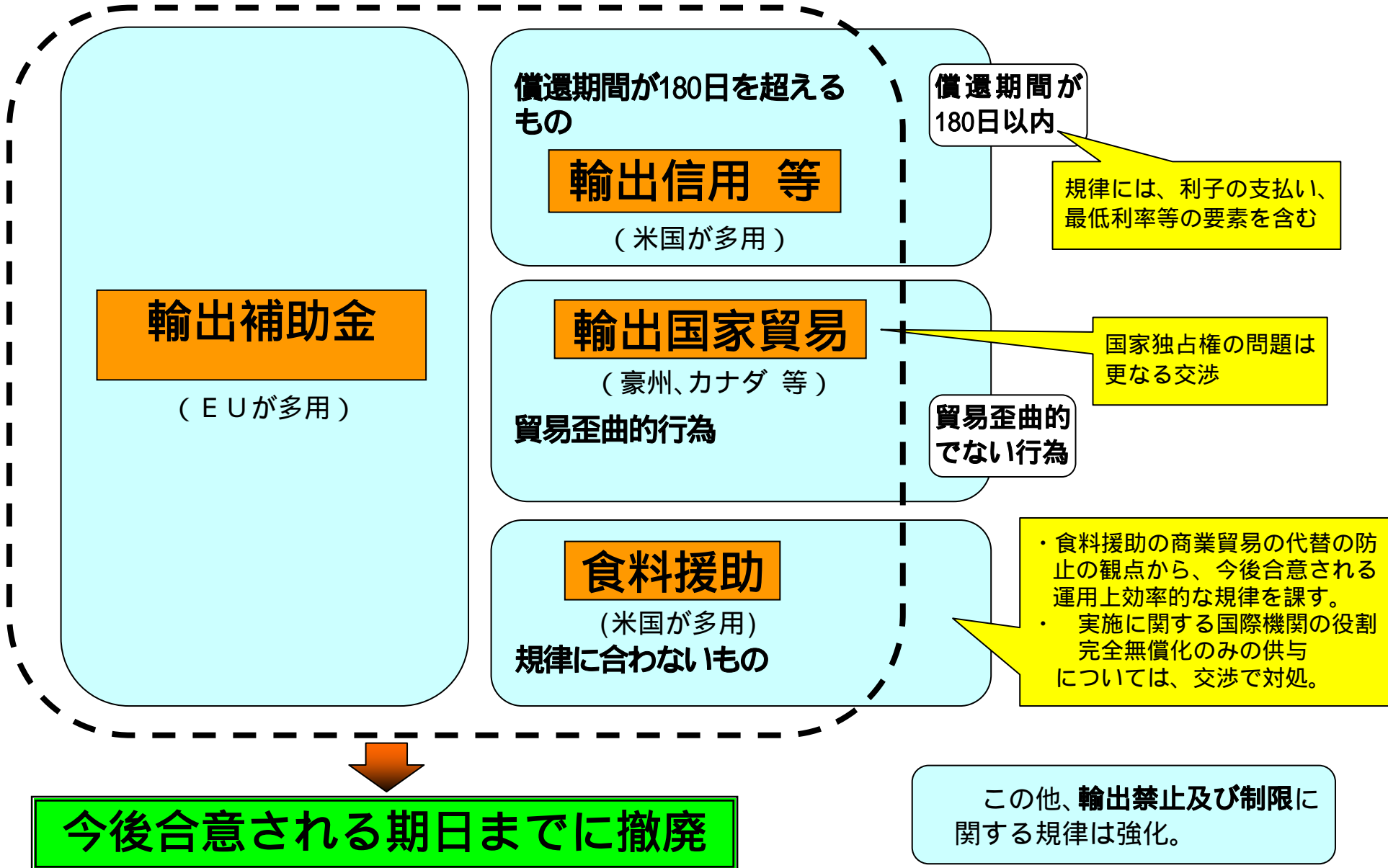
2 . 国内支持

	性 格	U R での扱い	枠組み合意の内容
貿易歪曲的 国内支持			<ul style="list-style-type: none"> 貿易歪曲的国内支持(AMS + 青 + デミニミス)の合計は、<u>階層方式で削減</u> 合計額を実施期間の初年度に20%削減
黄の政策 (AMS)	最も貿易歪曲的な国内助成 (市場価格支持、不足払い等)	各国の1986-88年の 実績を20%削減	<ul style="list-style-type: none"> 2000年約束水準をベースに、<u>階層方式で実質的に削減</u> 品目別AMSは、今後合意される方法で決定される平均水準を<u>上限</u>
デミニミス (最小限の政策)	農業生産額の5%以下の国内助成	削減対象外	<ul style="list-style-type: none"> デミニミスの削減を行うが、<u>途上国に対する特別かつ異なる待遇に配慮しつつ協議</u>
青の政策	直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの UR合意では生産調整の下での 直接支払い	削減対象外	<ul style="list-style-type: none"> 次の、の措置を使えるよう、青の政策の<u>基準を再検討、追加的要件とともに今後交渉される。</u> <u>生産調整の下での直接支払い</u> 固定された面積に基づく支払いである等の要件 <u>生産が求められない直接支払い</u> 固定された面積に基づく支払いである等の要件 過去の期間の農業総生産額の平均の<u>5%を上限</u>
緑の政策	貿易歪曲性がないか最小限であるもの (試験研究、基盤整備等)	削減対象外	<ul style="list-style-type: none"> 緑の政策の基準は、緑の政策であること(貿易歪曲性がないか又は最小限であること)を確保する観点から、<u>再検証及び明確化</u> この際、非貿易的関心事項が考慮される必要

(参考) 国内支持の概念図



3. 輸出競争



注) 我が国は、輸出補助金は不使用(食料援助は実施)。